

(電子メール施行)
教体第1029号
令和3年4月2日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえた県立学校における対応について

新型コロナウイルス感染が急拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

「まん延防止等重点措置」は、緊急事態宣言に伴う総合的な制限措置と異なり、特定の地域（市町単位）において特定の業態（営業や企業の状態、形態 例：飲食業等）に関する活動を制限するものです。

今回の重点措置の対象は、神戸市他3市に対して夜の飲食等を制限するものであり、教育活動を制限するものではありません。

しかしながら、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、感染防止対策をさらに徹底しながら、教育活動を行うようお願いします。

記

1 感染拡大防止の徹底

- (1) 児童生徒の感染は家庭内感染が大宗を占めることから、児童生徒等の体調管理・健康管理を徹底すること
- (2) 昼食など飲食時、体育や部活等の更衣時、近距離での指導時については、感染リスクが高いことについて特に注意喚起すること
- (3) 修学旅行を含む集団宿泊的行事等を実施する場合も、上記(1)(2)を徹底すること
なお、まん延防止等重点措置実施区域において、修学旅行を実施することは差し支えないが、その他の集団宿泊的行事については、可能な限り避けること

2 部活動

部活動における感染防止対策を改めて確認し、感染防止対策を徹底し活動すること。
ただし、合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しないこと。

3 変異株についての留意点

新型コロナウイルス変異株への感染の場合は、療養期間が長期にわたる恐れが高いことから、学習への影響を少なくするために、ICTを活用しながら教科ごとに家庭学習を適切に課すなど支援対策を強化すること。

(電子メール施行)
教体第1029号
令和3年4月2日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえた県立学校における対応について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえ、4月5日以降の教育活動について、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うようお願いいたします。

感染が急拡大しています

若い方々は感染防止の徹底を！

兵庫県内においては、新型コロナウイルス新規感染者数が、最近では連日 100 人を超え、昨日は 200 人を超えるなど感染が急拡大しています。医療提供体制は厳しい状況になりつつあります。

そのため、本日、国に対し「まん延防止等重点措置区域」の指定を要請しました。

特に、30歳代以下の方が全体の約半数を占めるなど、若い方々に感染が広がっています。

若い方々は、「家庭・施設等へウイルスを持ち込まない」との強い思いで、次の取組にご協力をお願いします。

- 感染防止を我が事としてとらえ、責任ある行動をとってください。
- 感染防止策を講じていない飲食店、カラオケ店への出入りを自粛してください。
- 歓送迎会、花見による宴会、自宅での飲み会（宅飲み）など、大人数・長時間の飲食は自粛してください。
- 会食の際は、
 - ・ 1グループ4人単位
 - ・ 長時間の飲食は控える（2次会はダメ）
 - ・ 会話の際は、扇子やマスク等により、飛沫を防止
- 会食後、数日間は人との接触に注意するなど、「人にうつさない」行動をしてください。
- 部活動・サークル活動等における行動に注意してください。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三